

第4章 施策の展開

第1節 高齢者への理解の促進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や家庭で生活し、社会とのかかわりを持ち続けていくため、高齢者の人格と個性が尊重され、自立した生活ができるまちづくりを推進することが重要です。

しかしながら、高齢者を取り巻く社会環境は、認知症に対する誤解や偏見、高齢者への虐待などさまざまな課題があります。

これらの課題を解消し、高齢者の尊厳を守って、その人が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、認知症や高齢者虐待に関して正しい理解・認識を深めるための啓発や交流活動を推進する必要があります。

1-1 高齢者への理解の促進

高齢の方も若年の方も等しく生活できる地域社会を目指し、高齢者の人格と個性が尊重され、安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、認知症に対する誤解・偏見や高齢者への虐待をなくすため、市民に対する正しい知識の普及啓発を行います。

主な取り組み

- ① 「広報のぼりべつ」等による啓発
- ② 心の障壁の除去（ハートバリアフリー）を目指す啓発活動の推進
- ③ 世代間の交流
ときめき大学の事業などを活用して、児童生徒と高齢者のふれあいを促進させるような取り組みを図ります。
- ④ 認知症サポーター養成講座の実施
地域住民や団体などへ、認知症の正しい知識を習得するための講座の開催を積極的に呼びかけ、地域における認知症の理解者・支援者となる認知症サポーターを育成していきます。

第4章 施策の展開

第2節 介護サービス基盤の整備

高齢者が介護を要する状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けられるように、また、生活支援を必要とする高齢者が長期にわたり安定した生活を送ることができるように、市の実情に応じた介護サービス基盤の整備を計画的に進めます。

要支援・要介護高齢者の心身の状態や生活環境に応じたサービスが提供されるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの推進を図ります。

また、自宅での生活が困難になった場合のために、介護保険施設等の計画的な整備に努めます。

療養病床の再編成にあたっては、その他の施設への転換が円滑に進むよう、支援を行います。

2-1 在宅サービスの充実

介護保険制度は、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、一人ひとりが有する能力に応じて自立した日常生活を行うことができるよう、必要なサービスの提供を保険給付として行い、介護や支援が必要な高齢者を支えるもっとも大きな仕組みです。

高齢者が介護を要する状態になっても、適切なサービスを利用しながら、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けられるように、介護保険制度によるサービスや、介護保険制度以外のサービスを充実します。

(1) 在宅における高齢者を対象とする介護保険サービスの充実

「要介護度認定」により介護や支援が必要であると認定された在宅の方については、一人ひとりの状況や意向に応じて、ケアマネジャーが作成するサービス計画に基づいて、各種の居宅サービスが提供されます。

主な取り組み

① 事業所の参入・育成

介護保険制度における居宅サービスは、指定居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所により提供されます。

需要の増大が予想されることから、必要な事業所の参入や育成に努めます。

② 居宅サービスの種類

居宅サービス種類別利用状況については、「第8章 介護サービスの現状」の「1 居宅サービス」（75ページ）に記載します。

(2) 地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスは、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者などの方が、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、身近な地域でのサービス提供を目的とする仕組みです。

国が定めた基準やその基準の範囲内で市が定めた基準に基づき、市が指定する指定地域密着型サービス事業者等により提供されます。

主な取り組み

- ① 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ② 認知症対応型通所介護
- ③ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ④ 小規模多機能型居宅介護

当市には、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が4か所（定員72人）ありますが、本計画期間中に3施設（5ユニット、定員45人）の整備を予定しており、結果定員は117人となります。

また、地域密着型特定施設入居者生活介護や小規模多機能型居宅介護について、現在市内には施設が整備されていませんので、本計画期間中の新規参入に努めます。

(3) 在宅における高齢者を対象とする事業の充実

生活支援が必要と認められる方を対象として、各種事業によるサービスを実施し、在宅生活の質の向上や、介護する家族への支援を行います。

主な取り組み

① 高齢者等介護用品給付事業

要介護4・5の高齢者とその高齢者を介護する家族のいずれもが市民税非課税の場合に、介護用品（紙おむつ等）購入費の一部を助成します。

② 家族介護慰労事業

介護保険のサービスを受けずに、在宅で要介護4・5の高齢者を介護している家族を支援します。

(4) ひとり暮らしなどの高齢者を対象とする事業の充実

心身上の理由により日常生活に支障を生じ、かつ、ひとり暮らしなどの理由で日常的に援助を受けることが難しい高齢者に対し、各種サービスの提供を実施することにより、在宅生活を支援しています。

主な取り組み

① 高齢者等緊急通報機器設置事業

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯で慢性疾患のある方に緊急通報機器を貸与し、急病や火災等の緊急事態が発生したときに、迅速な救援体制をとり生命の安全を確保するとともに、日常生活の不安解消を図ります。

② ひとり暮らし老人等電話サービス

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯で、近隣とのコミュニケーションの少ない方に電話をかけ、安否確認、孤独感の解消を図るためのサービスを行います。

③ 移送サービス

老人福祉センターの施設を利用する高齢者に対し、移動手段として移送サービスを行います。

(5) 登別市社会福祉協議会が実施する事業

登別市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき地域福祉の推進を図ることを目的に設置された団体で、登別市では同協議会に対し、

運営費の補助や人材派遣などの支援を行い、協調して福祉事業等を推進していることから、同協議会が実施する市民主体の福祉活動についても、本計画に盛り込むこととしております。

主な取り組み

① 高齢者支援きずなづくり事業

高齢者の安心した老後生活を支援するため、地域住民と行政、地域包括支援センター等、専門機関と連携を図り「運営委員会」を設置し高齢者支援のネットワークの構築を進めています。

② ふれあい・いきいきサロン推進事業

地域で生活している高齢者等の利用者と地域住民（ボランティア等）が気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいづくり、仲間づくりの輪を広げる「ふれあい・いきいきサロン」づくりを推進しています。

③ サロンサポーター養成事業

高齢者支援に関わる知識を学んだ人材でふれあい・いきいきサロンの運営を主体的に行うための人材養成を進めています。

④ 小地域ネットワーク事業

町内会等の小地域を基盤として、住民の参加と協力により同じ地域の中で支えが必要な方々の生活を見守り、支え合っていく隣人同士の助け合い活動を推進します。

⑤ 人材バンク・派遣事業、福祉用品貸出事業

有効な福祉活動とするため高齢者の生活に役立つ情報を提供できる専門家の派遣やレク用具等の貸出を行うため実施しています。

⑥ 福祉車両貸出事業

高齢者や障がい者等、自力での外出が困難な状況にある方を対象に、車いすでの乗降が可能な福祉車両を貸し出し、日常生活での支援や社会参加の促進を図っています。

⑦ 福祉用具貸与事業

介護保険等の公的制度に該当しない方や、旅行や外泊等一時的に福祉用具が必要な方を対象に福祉用具の貸出を行っています。

⑧ 配食サービス事業

調理や買物が困難な要介護高齢者や障がい者等に対し、栄養バランスの取れた温かい食事を届けるとともに、定期的な安否確認や見守り、日常生活の困りごとの解決等、安心した日常生活を支援します。高血圧や糖尿病等の治療食も対応しています。

なお、配食サービスは、社会福祉協議会のほか民間事業者でも実施しています。

(6) その他の民間団体が実施する事業

以上のほかにも、NPO法人やその他の民間団体が、福祉事業やボランティア活動などに取り組んでいます。

2-2 入所施設等の充実

自宅での生活が困難になった高齢者にとって、特別養護老人ホームなどの介護を受けながら生活できる施設や、介護老人保健施設などの自宅での生活への復帰に向けた生活訓練の場は重要な意味を持っています。

国が示す参酌基準や、現在の整備状況を勘案しつつ、介護保険施設や、その他の介護を受けながら生活できる住宅・施設の充実を図るとともに、在宅生活に近い居住環境整備を進めます。

(1) 介護保険施設の充実

介護保険制度における施設の介護保険サービスは、国が定めた基準に基づき、北海道が指定する介護保険施設により提供されることとなります。

自宅での生活が困難になった高齢者にとって、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの介護を受けながら生活できる施設や、介護老人保健施設などの介護や機能訓練等による家庭復帰に向けた支援を行う施設は重要な意味をもっています。

当市においては、利用者見込数、サービス提供施設の施設整備意向、施設待機者状況を考慮しながら、施設整備を進めます。

主な取り組み

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所者に対して、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

当市では、現在、特別養護老人ホーム緑風園（100床）があります。

② 介護老人保健施設

入所者に対して、施設サービス計画に基づいて、看護、医療的管理の下における介護及び機能訓練その他の医療、日常生活上の世話を行います。

当市では、介護老人保健施設グリーンコート三愛（100床）があります。

本計画期間中に、老人保健施設1施設（29床）の新設を進め

るとともに、介護療養型医療施設から介護療養型老人保健施設（130床）へスムーズな転換が図られるよう支援します。

③ 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設については平成23年度末を持って廃止となることから、その他の施設への転換等について支援を行います。

(2) 居住系サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域社会で自立した生活を送れるように、在宅生活に不安がある高齢者のための入所（入居）施設の整備を進めます。

主な取り組み

① 養護老人ホーム

養護老人ホームは、概ね65歳以上で、環境上の理由または経済的理由のため、自宅での養護を受けることが困難な場合に入所できる広域的な施設です。

当市には、川上町に養護老人ホーム「チボリの森」（定員は100人）があります。

平成22年度には富岸町に移設（定員70人）したうえで、介護保険サービスの対象となる特定施設として指定を受ける予定となっています。

② 軽費老人ホーム（ケアハウス）

ケアハウスは、60歳以上（夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上）で、身体機能の低下等が認められる方や高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方が利用できる在宅施設です。

当市には、富岸町にケアハウス「アンデルセンの丘」（定員50人）があります。

平成22年度には介護保険サービスの対象となる特定施設として指定を受ける予定となっています。

また、定員50人規模の新規施設について、整備を進めます。

③ 有料老人ホーム

有料老人ホームは、民間事業者が運営する高齢者の入居施設で、食事、相談助言、余暇活動等のサービスを提供しています。

当市には、常盤町に介護付有料老人ホーム「セ・ジュネス」（定員50人、平成21年度から定員52人予定）があります。

また、地域密着型有料老人ホーム（定員29人）の整備を進めます。

④ 認知症高齢者グループホーム

認知症の状態にある要介護者等が共同で生活する住居で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練のサービスを受けることができます。

当市には現在4か所（定員72人）ありますが、本計画期間中に3施設（5ユニット、定員45人）の整備を予定しており、結果定員は117人となります。

⑤ 高齢者グループリビング

高齢者自身が、高齢化による身体機能の低下とひとり暮らしの孤独や不安を考慮し、従来家族が行ってきた調理や掃除、食事を共にするといった家族の無償の行為を共同化し、合理化して共に住まう居住形態です。

当市には、桜木町にNPO法人いぶりたすけ愛が運営する「たすけ愛の家」（定員9人）があります。

⑥ 高齢者専用賃貸住宅

高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の中で、専ら高齢者を賃借人とする賃貸住宅の形態のことであり、都道府県の指定登録機関へ登録されているものです。

現在、市内に高齢者専用賃貸住宅は整備されていませんが、民間事業者において、こうした施設の建設・運営に注目する動きがあります。

市では、介護サービスの対象となる特定施設（定員30人）の整備を進めます。

第3節 介護予防・健康づくりの推進

高齢者にとっては、生きがいを持ち、健康な生活を送り、できる限り介護を必要としない状態を維持していく「介護予防」の取り組みが必要です。

介護予防の取り組みには、比較的若い時点からの健康づくり・疾病予防、要介護状態または要支援状態になる前の段階の方を対象とした地域支援事業、要支援者または要介護者を対象とした予防給付やリハビリテーションなどがあることから、対象者の状態に合わせた介護予防の取り組みが、連続性・一貫性をもって提供されるよう、関係機関が連携のうえ利用者の立場に立ったサービス提供が確保されるよう図ります。

3-1 介護予防事業の推進

介護予防は、高齢者が要支援要介護状態にならないための予防や要介護状態にある方の状態の軽減もしくは悪化の防止のための予防を目的とし、それぞれの高齢者が地域において安心して、できる限り自立した生活ができるように支援するものです。

(1) 地域包括支援センターの整備

地域における各種支援体制の中核的な役割を果たす「地域包括支援センター」を3か所設置しています。

(2) 特定高齢者を対象とした介護予防事業

介護や支援が必要な状態になるおそれのある特定高齢者を対象に、機能の維持・改善につながる各種介護予防事業を実施します。

主な取り組み

① 特定高齢者把握事業

生活機能評価や訪問活動を担う保健師と医師との連携等により、要支援・要介護状態となる可能性の高いと考えられる人（特定高齢者）を把握します。

② 通所型介護予防事業

特定高齢者を対象に、通所により次の事業を実施します。

(7) 運動器の機能向上事業

転倒予防及び加齢に伴う筋力低下の予防・向上を図るため、かるやか体操、レクダンス等を行います。

(イ) 栄養改善事業

低栄養状態を早期に発見するとともに、「食べること」を通じて低栄養状態を改善し、自分らしい食生活を確立するため個別的な栄養相談、集団的な栄養教育を行います。

(ウ) 口腔機能の向上事業

摂食、嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防するため、口腔清掃の指導、摂食、嚥下機能向上等に関する指導を行います。

③ 訪問型介護予防事業

特定高齢者を対象に、保健師等が居宅を訪問し、その生活環境、生活機能に関する問題点を把握し、必要な相談、指導を行います。

④ 介護予防特定高齢者施策評価事業

介護保険事業計画に照らした達成状況の検証を行い、介護予防特定高齢者施策の事業評価を行います。

(3) 一般高齢者を対象とした介護予防事業

広く高齢者や家族を対象に、介護予防に関する事業を実施し、介護予防の考え方の普及に努めます。

主な取り組み

① 介護予防普及啓発事業

介護予防についての知識普及・啓発を行います。

② 地域介護予防活動支援事業

ボランティアなど、地域での介護予防を目的とした事業の活動の支援を行います。

③ 介護予防一般高齢者施策評価事業

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に照らした達成状況の検証を行い、介護予防一般高齢者施策の事業評価を行います。

3-2 疾病予防と健康づくり

登別市の高齢化率は、平成20年10月1日現在26.6%で、急速な伸びとなっています。このような状況の中、高齢者はもとより、市民一人ひとりが健康で生きがいのある生活を送るため、若年期から健康づくり、疾病・介護予防を体系的に行えるよう進めていく必要があります。

(1) 生活習慣病などの早期発見

循環器疾患、がん等の早期発見・早期治療に加え、危険因子を発見することによって生活習慣の改善を図り疾病を予防し、壮年期からの健康の保持を図ります。

主な取り組み

① 特定健康診査・特定保健指導

国民健康保険に加入している40歳から74歳の方を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目してその該当者及び予備群を減少させることを目的とした特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病発症の予防と悪化の防止に努めます。

※平成20年度より、40歳から74歳の加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が、国保や健保など各医療保険者に義務付けられました。

② 生活保護者等に対する健康診査

生活保護受給者と無保険者を対象として、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防を実施します。

③ 75歳以上の方に対する健康診査

北海道後期高齢者医療広域連合から委託を受け健康診査を行います。（要支援・要介護認定者及び糖尿病等生活習慣病の治療中の方を除く。）

④ がん検診

健康を保持するため、各種がん検診（肺がん・胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・前立腺がん）を実施し、がんの早期発見に努めます。

⑤ 高齢者インフルエンザ予防接種

予防接種法に基づき予防接種を実施し、インフルエンザの予防を図ります。

(2)健康づくりへの支援

市民一人ひとりが生涯を通じた健康を実現できるように、健康相談・健康教育などの事業により、市民の健康づくりを支援します。

主な取り組み

① 健康手帳の交付

特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理に役立てるために交付をします。

② 健康教育

生活習慣病の予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自分の健康は自分で守る」とい認識と自覚を高め、健康の保持増進を図ります。

③ 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に必要な応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理を支援します。

④ 訪問指導

療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と、健康の保持増進を図ります。

⑤ 水中運動教室（市民プール）

水中ストレッチ、水中ウォーキングなど、水の力を利用し効果的に運動する教室を開催します。

第4節 認知症高齢者支援対策の推進

認知症高齢者については、早期の段階から状態に応じて必要とされるサービスを継続的に提供するとともに、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくため、認知症を早期に発見し速やかに対応できるよう、介護者を含めた地域住民への認知症に関する知識の普及啓発、受け皿となるサービス基盤の整備、地域における見守りのネットワーク構築など、地域における支援体制の整備に努めます。

4-1 認知症介護サービス基盤の整備

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービス基盤を整備します。

(1) 地域密着型サービスの充実

【再掲】第4章 第2節 2-1 (2) (36ページ)

(2) グループホームの整備

グループホームは地域密着型サービスのひとつであり、現在、市内には民間事業者が開設した4か所の施設があります。

今後については、要介護高齢者の意向や動向を踏まえつつ、グループホームの適正配置を進めていきます。

主な取り組み

① グループホームの適正配置

要介護高齢者の状況や、他の地域密着型サービスとの連携等を考慮し、グループホームが日常生活圏域ごとに適正に設置されるよう、事業者の指導等を行っていきます。

(3) 知識の普及と理解の促進

認知症ケアにおいて重要である早期対応を実現するためには、認知症の兆候を周囲の方々がいち早く気付くことが重要であることから、広く市民に認知症に関する理解を深める取り組みを進めます。

主な取り組み

① 認知症サポーター養成講座の実施

地域住民や団体などへ、認知症の正しい知識を習得するための講座の開催を積極的に呼びかけ、地域における認知症の理解者・支援者となる認知症サポーターを育成していきます。

第5節 地域ケア体制の整備

介護や支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、各種サービスについての情報提供、相談体制の整備、速やかなニーズの把握に努め、適切なサービスの円滑な提供や介護者の負担軽減などを進めることによって、地域全体で高齢者を支える体制の整備を進めます。

5-1 地域における見守り体制の充実

高齢福祉の中核的な役割を担う地域包括支援センターを中心に、民生委員児童委員や町内会などと協力して地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進します。

(1) 高齢者支援体制の整備

高齢者が自立した生活を営むために、国、地方自治体、地域におけるさまざまな支援体制が必要です。

高齢者は心身の状態により食事、排せつ、入浴、外出等さまざまな生活支援を必要としますが、高齢者の生活を支える家族にもそれぞれに困難を抱えている場合もあることから、地域全体で高齢者やその家族を支援する体制の充実が課題となっています。

この課題を解消するために、市、社会福祉協議会、民生委員児童委員や地域住民等が連携しながら、それぞれの機能に応じて役割を分担して、地域で高齢者を支えることができる体制の充実が必要です。

主な取り組み

① 地域ケア活動の充実

高齢者の多様なニーズに対応するためには保健・医療・福祉・介護の提供主体が連携を密にし、個々のケースの需要に見合う最も適切なサービスを提供することが求められます。

このため、サービスを必要とする高齢者に対し、各関係機関が連携し的確なサービスが提供できるよう活動の充実を図ります。

② 登別市社会福祉協議会への支援

登別市社会福祉協議会は、昭和34年に設立されて以来、誰も

が住み慣れた地域で安心して生活できる福祉のまちづくりをめざし、地域住民と地域のあらゆる団体・組織の参画と協働による様々な福祉事業の企画と実施に取り組んでいる民間団体で、行政とともに地域福祉を担う車の両輪として活動しています。

登別市社会福祉協議会では、子どもから高齢者までの福祉を支える第一線の機関としての使命を果たしていますが、民間における地域福祉推進の中核として、ますますその任務と役割が重要となっています。

このため組織、財政等の活動基盤の充実を図り、民間機関の柔軟さを活かした活動の強化が求められていることから、体制づくりを積極的に支援します。

③ 福祉ボランティアの拡充

高齢社会を迎え介護問題が地域社会の大きな課題となっている今日、在宅福祉サービスの充実と併せて、地域の中でお互いが支え合うという福祉コミュニティの意識を醸成することが重要です。

それには、地域におけるボランティア活動が単に要介護状態の高齢者などへの直接的ケアや援助活動を行うだけではなく、それらの活動を通して地域の福祉問題を明確化し共有化するための情報の獲得や研修等が行えるような地域体制の組織化が求められます。

また、要介護状態の高齢者の増加や核家族化等による家庭機能の変化など市民の福祉ニーズは、ますます多様化し増大するなか、地域の特性やニーズに即した効果的なボランティア活動のプログラム開発を行いながら、誰もが気軽にボランティア活動に参加できるような、体制整備とネットワーク化が必要です。

これらの体制整備を進めるため、社会福祉協議会をはじめ町内会などの協力を得ながら、制度的なサービスと市民が積極的に参加するボランティア活動を連携し、福祉コミュニティづくりを目指します。

本市におけるボランティア活動は、これまで女性層を中心としたグループ活動が中心でしたが、平成5年2月にボランティアセンターが設立されてからは、青少年から高齢者まで様々な世代で取られるようになりました。

平成20年9月末現在では、個人ボランティア223人、ボランティアグループ35団体1,961人の合計2,184人がボランティアセンターに登録し、高齢者・障がい者などの社会福祉系の活動をはじめ、青少年育成、文化伝承、国際交流、環境保全など市民生活に密着した多種多様な活動を展開しています。

④ 民生委員児童委員との連携

民生委員児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の生活実態や福祉ニーズを把握し、相談や助言を行うとともに、市民と関係機関とのパイプ役として、地域の保健福祉を推進する重要な役割を担っています。

現在、定数130人（うち主任児童委員12人）の委員が活動しており、市内6地区に分かれた地区民生委員児童委員協議会の組織の中で、それぞれの担当地区を受け持っています。

今後、援護を必要とする高齢者等の増加が見込まれることから、民生委員児童委員の定期的な調査及び活動の中からニーズを的確に把握するとともに、必要なサービスを提供していくため、さらに密接な連携・調整に努めます。

第4章 施策の展開

第6節 生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、高齢者や障がいのある人だけでなくすべての市民が安心して生活できる生活環境の整備が必要です。

このため、バリアフリーに配慮した公共施設等の整備に努め、すべての市民が活動しやすいまちづくりを目指します。

また、介護や支援を受けながら生活することができる住宅の整備を進めます。

さらに、防火・防災や交通安全対策に努めます。

6-1 高齢者が住みよいまちづくり

国の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」や北海道の「北海道福祉のまちづくり条例」の施行により、高齢者等が外出しやすい環境整備のために、行動を阻害する物理的環境の改善を図ることとされました。

本市においても、これらに即した施策を展開し、高齢者等にやさしく住みよいまちづくりを推進します。

(1) 公共施設の整備・充実

公共施設の整備については、玄関や出入り口のスロープ、手すり、自動ドア、エレベーターなどの設置や段差解消など、高齢者等にやさしく住みよい環境づくりに努めます。

6-2 住宅・生活環境の整備

高齢者が、住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、生活基盤である住宅が利用しやすい構造となっていることが重要です。

近年、高齢者人口の増加に対応し、住宅メーカー等においてバリアフリー住宅の研究・開発が進み、住宅の構造はかなり改善されています。

本市においても、公営住宅の建設等にあたってはエレベーター、手すりの設置や住戸内外の段差解消及びスロープ化を図り高齢者等に配慮した住環境の整備に努めています。

また、個人住宅については住宅リフォームや住宅改造資金の貸付制度等に係る相談を行っており、高齢者等にとって住みよい住宅の確保への支援を行っています。

今後とも、高齢者等の自立生活の維持向上や介護負担の軽減に配慮した公営住宅の整備を行うとともに、住宅リフォーム等に対して適切な相談や支援が行えるよう、施策の充実が求められます。

(1) 公営住宅の建設・改善

公営住宅の建設及び改善にあたっては、高齢者等に配慮した整備に努めます。

(2) 高齢者の住宅環境整備

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくためには、住みよい住環境の整備が必要です。高齢者の安全に配慮した住宅の整備は、公営住宅に限らず、民間住宅においても取り組みが始まっており、高齢者用住宅の建設が進んでいます。

市では、平成10年度に策定した「登別市住宅マスタープラン」、平成13年度に策定した「登別市営住宅ストック総合計画」に基づき、高齢者や障がい者にやさしい住環境の整備、改善を進めており、高齢者向けの公営住宅の整備については、世代間の交流や社会参加が容易にできる一般世帯と混在型のふれあいのある住宅整備をしてきました。なお、これらの計画（プラン）については平成21年度に見直し統合した計画策定を行うこととしております。

また、住宅や家回りを整備される方に、住宅改善支援チーム（保健、福祉、建築の各分野の専門家チーム）を派遣し、個人にありフォーム（住宅改良等）相談などについては、適切に対応します。

(3) 住宅改良促進特別融資制度

高齢者等の年齢、身体状況、家族構成、家屋の状況等から高齢者向けに居室等の改良を希望する方に対して、住宅改良促進特別融資制度の利用促進に努めます。

(4) 介護保険在宅サービスによる住宅改修の支援

要支援・要介護認定を受けている人が、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際の費用を支援します。なお、利用の際は事前の申請が必要になります。

(5) 入所施設等の充実

【再掲】第4章 第2節 2-2 (40ページ)

6-3 防火・防災・交通安全の充実

高齢者は、些細な原因による家庭内外の事故など、さまざまな危険に直面する可能性があります。これらの危険の不安を解消し、高齢者が安全で安心して生活することができる地域づくりを進めます。

(1) 防火訪問の実施

高齢者に対し、関係機関と連携を密にし、火災予防に関する啓発活動を進めています。

消防署では、毎年約2,000世帯の高齢者宅（70歳以上のひとり暮らしや、75歳以上の方とその配偶者が70歳以上の夫婦世帯）を対象に消防職員、女性消防団員による防火訪問を実施しています。

(2) 防災対策の充実

高齢者が安心して日常生活を送るためには、災害に備えた防災体制の確立を図るとともに、防災知識の普及など、市民意識の高揚に努め、防災対策の強化に努めます。

(3) 高齢者の交通安全

高齢化の進展にともない、高齢者の交通事故の増加が懸念されることから、加齢にともなう身体・精神機能の変化が、歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響への理解を促すとともに、高齢者が道路及び交通の状況に応じて安全に通行するために必要な実践技術及び交通ルール等の知識の習得が必要となっています。

そのため、町内会、老人クラブ等が連携した交通安全教室を開催し、高齢者の特性を考慮した参加・体験・実践型の交通安全教室を促進します。

第7節 高齢者の積極的な社会参加

高齢者の多様性や自発性が尊重される高齢社会を実現するためには、高齢者が地域社会の中で豊かな経験と知識を活かし、積極的に役割を果たすことのできる社会づくりが求められています。

そのため、就業機会の提供や、高齢者の地域貢献活動に関するさまざまな支援などにより、高齢者の社会参加の機会を増やします。

生きがいづくりについては、健康寿命が延び、多くの高齢者が長い高齢期を過ごすことから、趣味や一時的な楽しみにとどまらず、高齢者が社会的役割を自ら見出し、社会の一員として貢献し、自己実現につながるような活動を支援できるように取り組みます。

7-1 高齢者の生きがい対策と社会参加

WHO（世界保健機構）の定義によると、「健康」とは「完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は虚弱の存在しないことではない」としています。

一方、「生きがいのある生活」とは高齢者が自立し、精神的、社会的に充実した生活をおくり、満足感の得られる、心豊かな高齢期を過ごすこととされています。

この意味で高齢者の健康と生きがいは重なりあう部分が多いと考えられます。

高齢者の生きがいにとって、「健康」、「家族関係」、「交友関係」、「趣味」が重要な要素であり、高齢期をいきいきと暮らすため積極的な社会参加の機会を与え、健康で意欲と自信を持って過ごせるように、次に掲げる施策を中心として生きがい対策の推進に努めます。

(1) 老人クラブ活動の推進

本市の平成20年度における老人クラブ数は44団体、会員数2,713人を擁する組織となっており、クラブの活動も親睦、レジャーにとどまらず、社会奉仕活動にも力を注いでいます。

老人クラブは、高齢者の生きがいを創り出す場として重要な役割を担っていることから、加入者の増加を図り、組織を強化し、積極的な活動の展開に努め、魅力あるクラブへの脱皮を進めていかなければなりません。

今後とも老人クラブ活動の充実を図るため、積極的に支援を行い

ます。

(2) 高齢者によるボランティア活動の推進

自由時間を多く持つ高齢者に対し、長年培ってきた知識や経験を活かしたボランティア活動への期待が高まっており、その活動は趣味・教養を高める活動や環境美化活動、文化伝承活動のほか、ひとり暮らしの高齢者への友愛訪問活動などさまざまな活動があります。したがって、高齢者のボランティア活動は、相互交流や世代間交流が図られると同時に、生きがい推進にもつなげるため、豊富な経験を有した方々を対象にしたボランティア研修等を行いながら、高齢者の多様な価値観と個性的な経歴を活かした活動ができるような条件整備に努めます。

(3) 高齢者の学習機会の充実・推進

高齢者を対象とした生涯学習の推進については、ときめき大学や婦人短期大学などで、社会の変化に対応した学習や高齢者間の交流、児童生徒とのふれあいを促進させるような取り組み（世代間交流）のほか、人生の先達者としての知恵や経験を社会教育や学習に生かしていくことができるような機会の充実に努めるとともに、生涯学習の成果などを発表し、お互いに学びあえる場づくりに努めます。

(4) 登別市シルバー人材センターの充実

登別市シルバー人材センターは、長年の職業的経験や技能を生かし、働くことによって社会に貢献し、自らの生きがいを高めるため、高齢者の希望に応じて、臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し提供してきました。

平成20年3月末の登録会員数は男性360人、女性90人の450人で、高齢化が進展する社会環境の中で、高い就業意欲を有した高齢者が、就業を通して、地域社会に積極的に参加することは大変意義深いこととあります。

平成20年度の「高齢者等実態調査」における「現在生きがいを感じること」の問で、「働くこと」と回答された方が、15.4%おり、高齢化の進展とともに健康の維持や、生きがいなどを求める就労ニーズが確実に増加していくと思われます。

今後、シルバー人材センターの果たす役割がますます重要となる

ことから、より多くの高齢者に臨時的・短期的な就労の場を提供できるよう、多様な業種の開拓や職種ごとの教育訓練が必要であり、センター機能充実のため、適切な助言・指導を行うなど積極的な支援を行います。

なお、登別市シルバー人材センターの会員の状況については、「第5章 計画の実績及び目標数値」の「5 登別市シルバー人材センター会員の状況」（68ページ）に記載しています。

（5）交流の場の充実

高齢者の相互交流や趣味の活動のために、地域で気軽に利用できる場を充実します。

主な取り組み

① 老人福祉センター

老人福祉センターは、市民が老後を豊かに過ごすための、生活相談や健康相談等の各種相談をはじめ、健康の増進や教養の向上、レクリエーションなどの場を提供する施設です。

施設には入浴施設があり、週2回の入浴日と月2回のサークル活動にあわせて「ふれあいバス」を運行しており、平成19年度における利用者数は、17,943人となっています。

なお、老人福祉センターの利用状況については、「第5章 計画の実績及び目標数値」の「6 老人福祉センター利用状況」（69ページ）に記載しています。

② 老人憩の家

老人憩の家は、地域の老人クラブの活動の場として各種サークル活動や健康増進、レクリエーションなど身近なふれあいの場として平成20年度末現在41か所設置されており、平成19年度実績で、年間約7千件、延べ約12万7千人の利用があります。

③ 老人趣味の作業所

老人趣味の作業所は、高齢者の創造性を高め老後の生きがいを豊かにするため、昭和59年に設置され、現在20人ほどの利用者がおり、陶芸を通して生きがいづくりを進めています。

7-2 高齢者とともに生きる社会づくり

高齢者にとっての生きがいは、自分の生活が社会につながっていること、自分が社会あるいは家庭に必要な存在であると感じられることです。

社会の構成員の一員として社会的存在価値が認められることこそが生きがいにつながるのです。

いつまでも社会から囑望されていることを感じ、働ける場を持ち、自分は社会に必要な人間であることを自覚することが生きがいにつながり、単に趣味を楽しむだけではなく、自らの暮らしぶりがどのように地域社会にかかわっているか、自分が「社会のあるいは人の役に立っている」と自覚できることが一番の生きがいです。

そしてこのような高齢者の知識、技能、経験を発揮できる場を用意するなどの施策が必要です。

(1) 住みよいまちづくり

市では、高齢者も障がいのある人も、すべての市民がともに地域社会の中で安心して暮らせる環境づくりを行っていくため、国の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」や北海道の「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリーに配慮した公共施設等の整備に努めるとともに、行政と市民が一体となった、温もりのある、人にやさしいまちづくりを進めます。

(2) 福祉教育の推進

高齢社会を支えていくためには、市民一人ひとりが福祉の心を育み、福祉活動に参加していくことが大切です。

時代を担う青少年が行うボランティア活動や様々な体験活動の場の確保など、福祉教育の普及啓発を図ります。

(3) 地域全体での対応

社会参加を支援する施策として、地域活動については、「きっかけづくり」と「活動の場」の提供を進めます。

このため、住まいの近くで気軽に利用できる活動場所が必要であり、公共施設などの開放も有効な手段となります。

高齢者同士の交流だけに偏らず、子ども、青少年等、多様な世代・

人々との交流、多くの市民が参加できる機会づくりを進めます。

(4) 積極的な健康づくり

高齢者が住み慣れた地域社会で暮らしていくための基礎となるのは、高齢者本人はもとより高齢者を支える家族、市民一人ひとりが健康であることが基本であり、出生から老後に至るまでライフサイクルに応じた総合的な健康づくりを推進していく必要があります。

このため、幼少年期からの健康づくりのための食生活、栄養指導、健康教育の推進や家庭での健康指導などを推進し、健康意識の高揚を図ります。

第4章 施策の展開

第8節 高齢者の権利擁護

高齢者の尊厳を守る取り組みとして、高齢者に対する虐待の防止やその早期発見、施設における身体拘束の廃止に向けた取り組みの徹底、その他権利擁護のために必要な援助に努めます。

8-1 虐待防止の取り組み

高齢者に対する虐待は、高齢者の人権を侵害し、高齢者の心身の健康や生命に重大な影響を及ぼすことから、高齢者虐待の予防や早期発見、対応の迅速化に努めます。

(1) 相談機関の充実

高齢者に対する虐待は、家族などの介護者によって行われる場合が多いなど、顕在化しにくい、また、そもそも虐待として認識されにくいなどのさまざまな問題があり、相談機関の充実が必要です。

主な取り組み

① 相談窓口などの周知

高齢者虐待を発見した場合の通報先を周知するなど、高齢者虐待に係る広報活動に努めます。

② 高齢者虐待の予防・早期発見・対応

高齢者虐待の予防・早期発見・対応を各関係者と連携して取り組むために、高齢者虐待防止マニュアルを策定します。

(2) 施設における不適切なケアの防止

介護保険法の施行に伴い、身体拘束は原則として禁止されていますが、その趣旨を徹底し実効をあげていくためには、現場において身体拘束を廃止するための努力を重ねるとともに、それを関係者が支援していくことが重要です。

主な取り組み

① 身体拘束ゼロへの取り組み

人権擁護と高齢者の生活の質を高める観点から、保健・医療・福祉分野に関わるすべての人々とともに、身体拘束のないケアの実現に向け、さまざまな取り組みを進めます。

8-2 権利擁護のための生活支援の取り組み

高齢社会を迎えた現在、消費生活上のトラブルや詐欺行為など高齢者の被害が増加しています。これらの被害から高齢者を守るため、身近な相談窓口の充実が必要です。

また、高齢者の権利擁護施策の充実を図るため、成年後見制度の利用促進に努めます。

(1) 身近な相談窓口の充実

地域で暮らす方が、援助が必要と感じたときにすぐに相談に応じることができるように、地域包括支援センターを中心に民生委員児童委員、町内会などと連携して相談窓口の充実に努めます。

主な取り組み

① ひとり暮らし高齢者等の生活安全

高齢化や核家族化が進行する中、加齢による判断能力の低下などから、高齢者が強引な訪問販売や詐欺行為などによるトラブルに巻き込まれるケースが増えてきています。

これらのトラブルを未然に防止するため、普段から家族間のコミュニケーションを図るとともに、ひとり暮らし高齢者には、注意を促す情報の提供が必要です。

このため、クーリングオフ制度の周知や各種の啓発を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実や被害の防止に努めます。

(2) 判断能力が不十分な高齢者に対する支援の充実

金銭管理など、日常生活を営む上で必要な援助を行い、判断能力が不十分であっても、地域で自立した生活が営めるよう支援します。

主な取り組み

① 成年後見制度の周知

判断能力の不十分な方の権利・利益を保護するために、成年後見制度の周知に努めます。

② 成年後見制度の利用促進

認知症高齢者の財産管理などについて、後見人付与の申し立て

を行う親族を支援します。

③ 成年後見制度利用支援事業

身寄りがいないなどの理由で法定後見の審判の申し立てができない場合に市長が申し立てを行います。

④ 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、苦情解決制度の利用援助、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助などのほか、預金の預け入れ、払い戻し、解約手続きなど日常生活費の管理等をお手伝いしています。

なお、登別市内の相談窓口は登別市社会福祉協議会となっています。

